

特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産に
 ついての課税価格の計算明細

被相続人

第11・11の2表の付表3（令和6年1月分以降用）

この欄は、特例の対象として特定受贈同族会社株式等である特定事業用資産を選択する場合に記入します。

贈与年月日	法人名	特例の適用を受ける取得者の氏名	① 1単位当たりの時価	② 相続時精算課税に係る贈与によって取得した株式（出資）の単位数	④ ②のうち特例の対象として選択した株式（出資）の単位数	⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額 (⑤× $\frac{10}{100}$)	⑦ 課税価格に算入する価額 (③－⑥)
		役員であった期間（その期間における役職名）		③ 価額 (①×②)	⑤ 価額 (①×④)		
			円	株・円・口	株・円・口	円	円
		()		円	円		
		()					
		()					
		()					
		()					
合計				10億円を超える場合は特例適用不可 → ⑧			

(注) 1 ①欄は、贈与時の価額を記入します。ただし、選択した特定受贈同族会社株式等について租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項に規定する会社分割等があった場合には、第11・11の2表の付表3の2の⑩欄又は⑪欄の金額を記入します。
 2 ⑦欄の金額と⑧欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の2の⑩欄の金額の合計額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産（1の③）の明細」の②の「価額」欄に記入します。
 3 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細を記載して添付してください。
 4 小規模宅地等の特例を適用した場合には、第11・11の2表の付表2の2の「3 特定計画山林の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」の⑤欄の価額を上記「⑧」の金額を限度として、特定受贈同族会社株式等を特定事業用資産の特例の対象として選択することができます。